

会津坂下町 保育施設利用のご案内

1. 保育の必要性の認定について

保育所（園）、幼稚園などの利用を希望する保護者の方には、以下の3つの区分に応じた認定を受ける必要があります。

認定区分		利用できる施設	町立ばんげ保育所 小規模保育施設	坂下南・東幼稚園
満3歳以上	1号認定			○
	2号認定		○	
満3歳未満	3号認定		○	

- 1号認定：幼稚園等での教育を希望される場合
- 2・3号認定：保育を必要とする事由（詳細はP3）に該当し、保育施設での保育を希望される場合

2. 町内保育施設一覧（2・3号認定）

認可保育施設名		電話番号	受入開始月齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育	土曜保育	育休継続利用
町立	ばんげ保育所	83-3202	生後6か月 ～	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	○	○	
小規模保育施設	えくぼ遊育園	82-2665	生後50日 ～	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	○	○	○
	もみの木保育園	23-7577	生後6か月 ～	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30		○	○
	ばんびはうす	080-9259 -7650	生後50日 ～	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30		○	○

※土曜保育については、希望者のみとなります。

※ばんげ保育所については、育児休業中は原則退所となります。

ただし、家庭での保育が困難な事情がある場合は、ご相談ください。

3. 保育の必要量について

保育を必要とする事由によって、「保育の必要量」（施設の利用時間）が異なります。

保育の必要量	施設の利用時間	保育を必要とする事由の例
保育短時間	施設で定めた保育時間内で、1日最大8時間まで <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 延長保育 1日最大8時間 延長保育 </div>	○父母どちらかが月64時間以上120時間未満の就労 など
保育標準時間	施設で定めた保育時間内で、1日最大11時間まで <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 1日最大11時間 延長保育 </div>	○父母ともに月120時間以上の就労 など

※保育の必要量は、父母それぞれの保育を必要とする事由をふまえ、短い方に合わせます。

※保育時間は各保育施設ごとに異なります。具体的な保育時間については、P1をご覧ください。

※実際に利用する保育時間については、入所（園）決定後、施設の利用時間の範囲内で各保育施設とご相談ください。

※入所（園）直後はお子さんの負担軽減のため、徐々に保育時間を増やしていく「慣らし保育」を行います。慣らし保育終了までに1か月ほどかかることもありますのでご了承ください。

※「保育標準時間」の区分に該当した方は、申請により「保育短時間」の区分に変更することができます。

※「保育短時間」の区分に該当している方で、保育時間を延長したい場合は、「延長保育」をご利用ください。（利用できるかは施設にご確認ください）

4.保育を必要とする事由について

下記の「保育を必要とする事由」に当てはまる保護者のお子さんは、保育施設を利用することができます。

	保育を必要とする事由	内 容	認定時間	入所（園）可能な期間
1	就労	1か月に64時間以上の就労をしている場合	保育標準時間 保育短時間	就労が継続している期間
2	母親の妊娠・出産	妊娠中や出産後間もない場合	保育標準時間	出産予定日から産前6週前 出産予定日から産後8週間 が過ぎる日の月末まで
3	疾病、負傷、障がい	1か月以上の入院・常時臥床長期加療（安静） 1か月以上の加療（安静） 定期的通院をしている場合	保育標準時間	疾病などが回復するまで
4	同居親族の介護・看護	親族を常時介護・看護している場合	保育標準時間	介護・看護の必要がなくなるまで
5	震災などの災害復旧	火災、地震その他の災害の復旧に当たっている場合	保育標準時間	復旧が終了するまで
6	求職活動 起業準備	求職活動または起業準備をしている場合	保育短時間	最長90日間
7	就学	学校に在学している、または職業訓練を受けている場合	保育標準時間 保育短時間	在学または訓練を受けている期間
8	育児休業中の 継続利用	既に入所（園）している子の保護者が出産により、育児休業を取得する場合 ※継続利用が必要だと認められた場合のみ	保育短時間	復職するまでの期間
9	その他	上記の1～8に類する状態にあると認められた場合や、虐待・DVなどで保育が必要と認められた場合	保育標準時間 保育短時間	必要と認められる期間

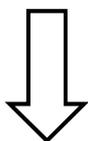
※「保育を必要とする事由」がなければ保育施設の利用はできません。

例)「集団生活に慣れさせたい」などの理由だけでは利用不可。

5. 申込み方法

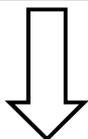
●令和6年度4月入所（園）の流れ

①申請書等の配布



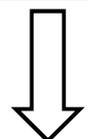
配布期間：令和5年9月25日（月）から
配布場所：子ども課子ども支援班（南分庁舎）、各保育施設
※町ホームページからもダウンロードできます。
※マイナポータルから電子申請をすることもできます。

②申請申込み



申込期間：令和5年10月23日（月）～27日（金）
申込場所：利用希望の各保育施設または子ども課子ども支援班
※各保育施設に申込みの際は、事前に施設まで連絡ください。

③申請書の審査



必要に応じて電話確認させていただく場合があります。

④支給認定決定通知・入所（園）決定通知・保留通知の送付（1月上旬頃）

通知方法：郵送

●年度途中の申込みについて

利用希望日の申込期間中（詳細については、ホームページをご確認ください）に提出書類（P5）を用意し、子ども課子ども支援班に提出してください。

結果については、入所（園）希望月の前月の中旬頃に郵送予定です。

【注意事項】

※期間内に全ての書類を提出されない場合、入所（園）の優先順位が下がります。

※申し込み内容に不正があった場合、保育施設の利用はできません。

※育児休業中に申し込んだ場合、入所（園）してから2か月以内に復職してください。

令和6年度年齢学年

2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
0歳児	令和5年4月2日～

■ 申込みに必要な書類

就労証明書などの証明書類は原本を提出ください。（書類は返却できません）

※きょうだいで同時申請される場合は、原本とその写しで対応可能です。

申請書類に変更が生じた場合は速やかに子ども課子ども支援班（☎84-3712）にご連絡ください。

【全員提出】

- ①教育・保育給付認定申請書
- ②保育施設等の利用申込
- ③保育の必要性を証明する書類（※父母それぞれ必要）

保育を必要とする事由	必要なもの
就労している方（または復職予定の方）	就労（内定）証明書（申告書）
求職活動中（起業準備）の方	求職活動申出書（起業準備状況申告書）
妊娠・出産の方	母子手帳の写し（父母の氏名及び出産予定日が記載されているページ）
学校に在学中（入学予定）の方	在学証明書とカリキュラムなどの写し
同居親族の介護、看護	・ 介護、看護状況申出書 ・ 医師の診断書（介護または看護を必要とする理由や期間が記載されていること） ・ 障害者手帳の写し（心身障害児者の介護の場合）
病気、身体に障害がある方	医師の診断書（保育を必要とする理由や期間が記載されていること）

【該当者のみ提出】

- ひとり親世帯・・・ひとり親家庭医療費受給者資格証の写し、父母の離婚等がわかる戸籍謄本など
- 生活保護受給者・・・生活保護受給証明書
- 育児休業中の継続利用希望者・・・育児休業中の保育継続利用申出書
※すでに利用している子どもがいる場合のみ該当

6. 保育施設利用者負担額（保育料）について

保育料は、父母の町民税額の合計金額によって決定します。

※保育料における年齢区分は、年度の初日の前日の満年齢が基準になります。

年度途中で3歳(2号認定)になっても、当該年度中は3号認定の保育料のままです。

※毎年9月が保育料の切り替え時期となり、4月から8月分は前年度の課税額を、9月から翌年3月までは今年度の課税額をもとに算定します。なお、税額に寄付金控除や、住宅借入金等特別控除などの税額控除がある場合は、控除前の額によります。

※世帯員の離婚、婚姻、死亡等の異動があったときは、原則として異動があった日の翌月（月の初日の場合は、その月から）の初日より世帯変更の認定をします。

※多子世帯・ひとり親世帯は、属する階層によっては保育料が変更になる場合があります。

階層区分	町民税額	通常保育料（月額）		
		2号認定 (3歳以上)	3号認定（3歳未満）	
			保育 標準時間	保育 短時間
第1階層	生活保護世帯	0円 ※別途給食費等あり	0円	0円
第2階層	町民税非課税世帯		0円	0円
第3階層	48,600円未満		9,700円	8,200円
第4階層	48,600円以上 72,800円未満		12,300円	11,200円
第5階層	72,800円以上 97,000円未満		15,000円	11,200円
第6階層	97,000円以上 133,000円未満		18,600円	18,000円
第7階層	133,000円以上 169,000円未満		22,200円	18,000円
第8階層	169,000円以上 235,000円未満		26,300円	23,200円
第9階層	235,000円以上 301,000円未満		30,000円	23,200円
第10階層	301,000円以上 397,000円未満		39,000円	30,000円
第11階層	397,000円以上		51,000円	39,000円

7.変更手続き一覧

保育の必要性の事由に変更があった場合は、「支給認定変更・取消申請書兼内容変更届」に保育を必要とする証明書類を添えて、子ども課子ども支援班へすみやかに提出してください。

内容	提出書類	備考
退職	<input type="checkbox"/> 支給認定変更・取消申請書兼内容変更届 <input type="checkbox"/> 求職活動申立書（求職活動する場合）	求職活動されない場合は、退所（園）となります。
転職	<input type="checkbox"/> 支給認定変更・取消申請書兼内容変更届 <input type="checkbox"/> 就労証明書	利用者負担額が変更になる場合があります。
病気、 身体に障害	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（保育を必要とする理由や期間が記載されていること）	利用者負担額が変更になる場合があります。
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> カリキュラムなどの写し	利用者負担額が変更になる場合があります。
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し	父母の氏名及び出産予定日が記載されているページ
育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業継続利用申出書 <input type="checkbox"/> 申出理由の根拠資料（ばんげ保育所のみ）	利用者負担額が変更になる場合があります。
転居	<input type="checkbox"/> 支給認定変更・取消申請書兼内容変更届	
転出	<input type="checkbox"/> 支給認定変更・取消申請書兼内容変更届 <input type="checkbox"/> 退所（園）願（申出書）	
婚姻	<input type="checkbox"/> 支給認定変更・取消申請書兼内容変更届 <input type="checkbox"/> 就労証明書（新たに保護者になる方分）	利用者負担額が変更になる場合があります。
離婚	<input type="checkbox"/> 支給認定変更・取消申請書兼内容変更届 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給者資格証の写し、父母の離婚等がわかる戸籍謄本など	利用者負担額が変更になる場合があります。
震災等の 災害復旧	<input type="checkbox"/> り災証明書	利用者負担額が変更になる場合があります。
退所（園）	<input type="checkbox"/> 支給認定変更・取消申請書兼内容変更届 <input type="checkbox"/> 退所（園）願	

●よくある問い合わせ●

Q1.	支給認定証とは何ですか。
A1.	支給認定証とは、子どもの認定区分や認定有効期間などが記載されているものです。

Q2.	保育施設は、申込みれば必ず入れますか。
A2.	申込みが利用定員を超える場合、利用調整を行います。 それによって、第一希望以外の保育施設に決定となる場合や、入所（園）できない場合（待機）もあります。

Q3.	申込み期間中は、申込んだ順番が早い方が有利ですか。
A3.	申込み期間中に申込んだ場合、順番は考慮されません。（先着順ではありません）

Q4.	育児休業中は保育施設に入れますか。
A4.	育児休業中は、家庭保育が可能なため入れません。 ただし、 <u>育児休業中で新規申込みを希望する場合は、利用開始日から2ヶ月以内に復職することを条件に申込み可能です。</u> （例）令和6年4月1日入所希望の場合→令和6年5月31日までに復職

Q5.	妊娠中の場合は、生まれてくる子どもの申込みはできますか。
A5.	出生後であれば可能です。

Q6.	会津坂下町に転入予定です。住所が無くても申込みは可能ですか。
A6.	会津坂下町に住所が無くても、転入予定として申込みすることは可能です。 ただし、 <u>利用開始日に住所が無い場合は、入所（園）取り消しとなります。</u>

Q7.	保育施設は2歳児までですが、3歳児からはどうすればよいですか。
A7.	3歳児となる年度からは、幼稚園（坂下南幼稚園・坂下東幼稚園）へ入園することになります。 行政区によって、入園する幼稚園が変わります。

Q8.	求職活動の認定中に就労先が決まらなかった場合、どうなりますか。
A8.	状況によっては、退所（園）になる場合があります。 求職活動中の方とは、90日以内に就労を開始できる方です。

Q9.	保育施設に入った後、保育を必要とする事由に変更があった場合、手続きは必要ですか。
A9.	<p>必要です。</p> <p>退職したなどの保育の必要性の事由に変更があった場合は、「支給認定変更・取消申請書兼内容変更届」に保育を必要とする証明書類を添えて、子ども課子ども支援班へすみやかに提出してください。</p> <p>なお、提出いただいた書類の内容に不正が認められた場合は、保育施設の利用はできません。</p>

Q10.	現在会津坂下町の住民ですが、職場の関係などで他市町村の保育施設を利用することは可能ですか。
A10.	<p>住所地以外の保育施設を利用することを広域入所といい、先ずは、会津坂下町で申込みが必要になります。</p> <p>市町村間での協議の結果、受け入れ可能となった場合は、利用することができます。</p> <p>なお、市町村ごとに申込期間が異なりますので、早めの相談をお願いします。</p> <p>(手続きの流れ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入所希望の保育施設が決まりましたら、会津坂下町へ申込みをしてください。 2. 会津坂下町が保育施設の所在市町村へ広域入所の協議書を送付します。 3. 施設所在市町村で利用調整（入所の可否決定）を行います。 4. 施設所在市町村より入所の可否決定が会津坂下町に通知されます。 5. 会津坂下町から保護者に入所の可否をご連絡します。

保育施設に入っていない方も利用できるサービス

●ファミリー・サポート・センター

育児の支援を行いたい人と育児の支援を受けたい人が会員になることにより、一時的に預かることや送迎などの支援を行います。

※会員登録が必要です。

問い合わせ先：ばんげファミリー・サポート・センター ☎83-0708

●子育てふれあい交流センター

親子・子ども同士・親同士の交流の場を提供し、子育て相談を行うことで、子育てに関する悩みを解消するお手伝いをしています。

問い合わせ先：会津坂下町子育てふれあい交流センター ☎84-1784

●友の会

0歳から2歳児のお子さまの保育をされている方の活動・交流の場として発足しました。会員の皆さんと情報交換をしたり、様々な活動を行っています。

入会費：無料

問い合わせ先：会津坂下町子育てふれあい交流センター ☎84-1784

問い合わせ 会津坂下町教育委員会 子ども課 子ども支援班 保育支援係
〒969-6547 字市中三番甲 3667 番地 1
☎84-3712